令和６年度地域づくり事業交付金のご案内～事前協議は 11 月から～

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体（自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等）が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援します。

	地域づくり事業交付金	
	一般	クラウドファンディング
対象団体	那須町地域づくり委員会・自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等	
対象事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第２期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第２期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げる事業
交付限度回数	１事業につき最大３年間	年度内１回
交　付　額	１年目　対象経費の 8/10 以内（交付限度額：80 万円） ２年目　対象経費の 6/10 以内（交付限度額：60 万円） ３年目　対象経費の 4/10 以内（交付限度額：40 万円）	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング（以下、「CF」という）を活用して 90 日間資金調達を行い、この調達額から CF に係る手数料 15％を差引いた額 ※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事前協議期間	11 月１日（水）～ 11 月 30 日（木） ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11 月１日（水）～令和６年７月 31 日（水） ※クラウドファンディング募集開始のおおむね２カ月前までに事前協議を受けてください。
提案受付期間	12 月１日（金）～令和６年１月 12 日（金）	

※詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、担当課にお問い合わせください。

■問合せ　企画政策課総合政策係　☎７２－６９０６

10月は食品ロス削減月間

10月は「食品ロス削減月間」です。また、同月30日は「食品ロス削減の日」です。

食品ロスを減らすため「3きり運動」にご協力ください。

▼3きり運動とは

・食べきり　料理は必要な量だけ作り、全て食べきるようにする。

・使いきり　食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用する。

・水きり　生ごみの約8割は水分。水きりをして生ごみを減らす。

▼問合せ　環境課環境衛生係　☎72-6916

使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業

使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業を行っています。家庭で不要となった使用済プラスチック製品をご持参ください。

▼日　程　10月22日(日)

▼時　間　午前9時～正午（3時間）

▼場　所　クリーンステーション那須

▼注意事項　実証事業は、町内在住者の方が対象です。また、個人を対象とするため、事業者から預かることはできません。

▼問合せ　環境課環境衛生係　☎72-6916

犬の飼い主の皆さんへ

昨今のペットブームにより犬を飼う方が増える一方で、誤った飼い方により苦情につながるケースもあります。

人と犬がともに快適な環境で暮らすために、正しい犬の飼い方に努めましょう。

▼犬の登録をしましょう

生後90日を経過した犬は登録が必要です。登録は生涯に1回限り、登録手数料は1頭につき、3，000円となります。

登録の申請は、環境課、湯本支所、栃木県獣医師会所属の那須地区内の動物病院、町と契約している動物病院で可能です。

▼狂犬病予防注射の接種

狂犬病予防注射は、年に1回接種するよう法律で定められています。動物病院での接種をお願いします。

▼犬はけい留を

犬をつないで飼うことは県の条例で定められています。散歩の際も必ずリード等でつないでください。

▼犬のふんは必ず処理を

ふんの後始末は飼い主の最低限のマナーです。必ず持ち帰るようにしましょう。

▼問合せ　環境課環境衛生係　☎72-6916